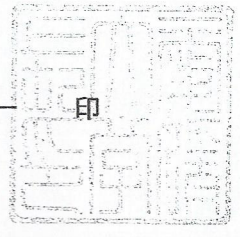


(4)

愛大総総第151号
平成27年5月1日

不破 茂 様

国立大学法人愛媛大学長 大橋 裕一 印



保有個人情報開示決定通知書

平成27年4月3日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報が記載された法人文書の名称等 (全部開示 ・ 部分開示)

・ 人権問題対策委員会議事要旨(平成26年11月25日開催)

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)
人権問題対策委員会議事要旨のうち、審議のプロセス、過程及び内容に関する部分
(不開示とした理由)
本情報は、審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法第14条第4号に該当するため。
(備考)
上記の他、開示請求対象外の部分については、被覆しています。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人愛媛大学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人愛媛大学を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

法人の管理・運営業務に利用するため。

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

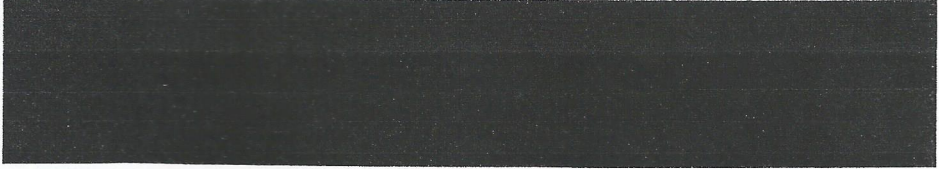
(1) 開示の実施の方法等
閲覧又は複写したものの交付
(2) 本学における開示を実施することができる日時、場所
期間：平成27年5月8日から～7月10日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
時間：9時～12時及び13時～17時
場所：国立大学法人愛媛大学情報公開室(国立大学法人愛媛大学総務部総務課内)
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額) 82 円

整理番号 27-2

※不明な点がある場合は、国立大学法人愛媛大学情報公開室(総務部総務課担当)(TEL(089)927-9013)に御連絡ください。

人権問題対策委員会議事要旨(案)

日 時 平成26年11月25日(月) 16:30~17:10



【議事】

1. 人権問題について

委員長から、資料1に基づき相談員連絡協議会から報告のあった案件について、対応を審議したい旨提案があり、審議の結果、

この案件をアカデミックハラスメントとは認められないとして了承された。なお、相談者への伝達については、委員長に一任された。

